

2016年9月16日

西日本新聞電子版サービス開始お知らせおよび
電子版への転載不可の広告に関するお願い

西日本新聞社広告局

謹啓 平素は格別のご高配をたまわり、厚くお礼申し上げます。

西日本新聞グループでは、9月13日付朝刊でも掲載した通り、全紙面をインターネット上で閲覧できる「西日本新聞電子版」(有料)を10月1日に創刊予定です。

これは、西日本新聞朝刊・夕刊を、パソコン、タブレット、スマートフォン等でも紙面そのままの形で読めるようにしたもので、原則として広告部分もそのまま表示されます。

弊社としては、紙の新聞と全く同じ情報を電子版でも読者に提供するためには、広告も欠かせないコンテンツであると考えています。また、先行する全国紙と地方紙の多くは、電子版でも広告部分はそのまま表示されております。

ただし、広告原稿の内容や配布エリア等の諸事情により、新聞本紙以外への掲載(転載)が認められない広告に関しては、広告会社様からの依頼に応じて、マスク処理をさせていただきます。

広告会社様にはお手数をかけることとなりますが、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

謹白

■西日本新聞電子版

・表示する媒体・面・版

朝刊都市圏版(最終版)、すべての地方切り替え面、西日本新聞夕刊

※本サービスは、過去1か月の紙面を電子デバイス上で閲覧可能となっております。ただし、10月1日のサービス開始時においては、9月24日付朝刊以降の紙面閲覧のみ可能です。

従って9月24日(土)付朝刊以降の新聞に掲載された広告が電子版転載の対象となります。

・サービス開始

2016年10月1日(予定)

※利用料金等、サービスの詳細については、後日新聞紙面、本社ホームページ等で正式予定です。

■電子版に掲載(表示)できない広告の依頼について

・広告会社様から特に依頼のない広告は、そのまま電子版にも掲載されます。

・諸事情により電子版への転載ができない広告に関しては、必ず掲載の2日前(土日祝含まず)までに、「西日本新聞電子版 広告転載中止依頼書」にて弊社広告制作グループまでお知らせください。

・「西日本新聞電子版 広告転載中止依頼書」は本社ホームページからもダウンロードできます。

・臨時もの、死亡広告等に関しては、別途ご相談ください。

※本件に関する問い合わせ 西日本新聞社広告局業務推進部 川崎

TEL 092-711 - 5466 FAX 092-711 - 5651

e-mail: osamu.kawasaki@nishinippon-np.jp

以上